

太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市付属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）第5条及び群馬県特別養護老人ホーム設置候補者選定要綱（平成11年4月1日群馬県制定）に基づき、設置希望者及び介護保険関連施設等の設置希望者の中から、各施設の設置候補者を円滑かつ適正に選定するため、太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 特別養護老人ホーム設置希望者から提出された計画の概要を審査する。
- (2) その他介護保険関連施設等の設置希望者から提出された計画で、審査が必要なものを審査する。

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 選定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ選定委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴

くことができる。

(事務局)

第7条 選定委員会の事務局は、健康医療部介護サービス課に置く。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

運 営 委 員 会 委 員 名 簿

職 名	備 考
太田市社会福祉協議会会長	
太田市区長会長	
太田市民生児童委員協議会会長	
太田市老人クラブ連合会会長	
太田市健康医療部長	
事業者の代表 （太田市老人福祉施設協議会）	
事業者の代表 （太田市介護保険事業者協議会）	